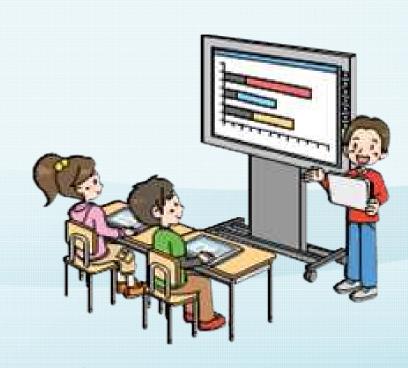
# 4 質の高い教育をみんなに

## これからの学校と地域の協働の在り方について





第3回 安来市小中学校適正配置審議会資料

R4.8.31

・少子高齢化に対応した学校と地域の協働の在り方

• 令和の時代に必要な「生きる力」を育む協働の在り方

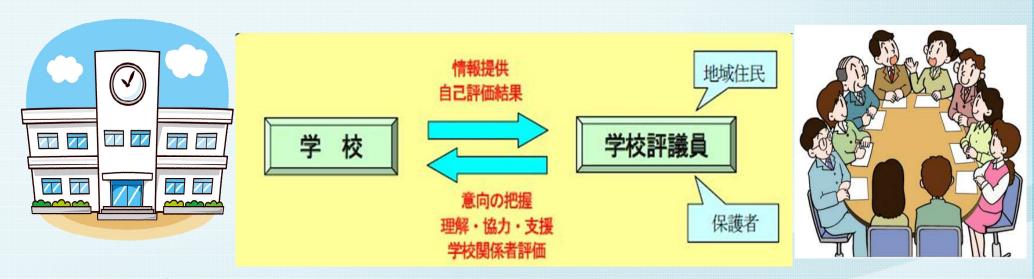
・「ふるさと教育」の理念の実現のための協働の在り方





# これまでの学校支援の体制

•学校評議員制度(学校評価委員会)



#### (参 考)

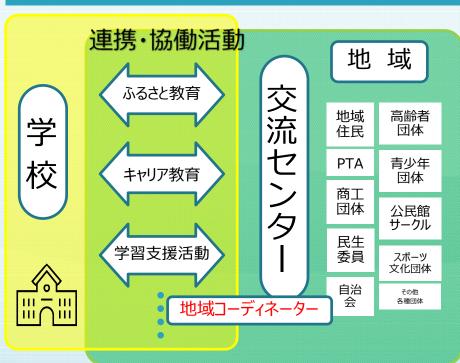
〇学校教育法施行規則 第49条

- ・小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- ・学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- ・学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

# これまでの学校支援の体制

•安来市共育協働活動推進事業

#### 学校を核とした地域づくり



■ 未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で教育に取り組む仕組みをつくり、共に学び合い、育ち育て合う活動(共育協働活動)を進め、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す。





推進体制

- 中学校区での体制づくり
- コーディネーターの配置
- 地域共育推進協議会※の設置

メンバー: 社会教育委員、PTA、学校、民生児童委員 児童C ほか

### 学校と地域の連携・協働について

- □連携が「学校支援」にとどまっていないか
- □連携は、「目標を共有」して取組が行われているか
- □連携は、人が入れ替わっても持続可能か
- □連携により、支援者の当事者意識が高まっているか



## 連携がさらに進化し協働となる



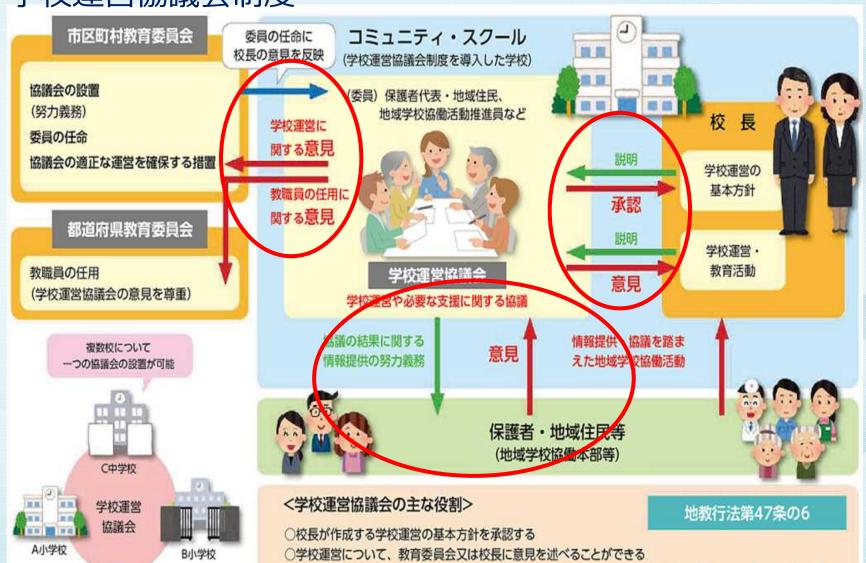
- 共有した目標に向かって
  - 相互補完的に連携・協働

対等な立場の下で共に活動する協働関係

# これからの学校と地域の協働の在り方

•学校運営協議会制度

小中一貫型小・中学校など



○教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

#### コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

#### 学習指導要領

 これからのよりよい社会 を創るよりよい学校教育と は?

② これからの社会を創ってい く子供たちが身に付けるべき 資質・能力とは?

社会に開かれた教育課程

③ 目標を達成するために、どのように社会との連携・協働を行っていくか?

## 情報の共有

基本方針の 承認

熟議の実施

地域学校協働活動 の実施

#### 学校運営協議会



○教育課程を介して 社会と目標を共有 学校運営の 基本方針(案) (教育課程等)



○地域学校協働活動で得られた成功 体験を共有するため評価を実施

本年度の 数育課程



保護者

学校のニーズを 把握

地域学校協働活動 推進員

#### 地域学校協働本部



- ○地域学校協働活動推進員(学校運営 協議会委員)によるコーディネート
- ○地域社会にある教育資源の発掘や 企業・団体との連携



学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

# これからの学校と地域の協働の在り方

学校運営協議会 (コミュニティスクール)

地域協議会

青

少

年

寸

共育協働活動のさらなる充実

11 11

- 学校運営の基本的な方針承認
- 学校の運営に関して意見を述べる (学校評価を含む)



「めざす子ども像」を共有 より主体的・具体的な学校支援の構想 要請

参加

連携・協働

域 Α 商

寸

地

住

民

その他 各種 団体

堂

者

寸

- •家庭支援
- •放課後支援
- •学校支援 等

公 スポ 民 館 化 寸

H

ル

民 生 委

員

## 学校評議員制度・学校運営協議会・共育協働活動の違い(その1)

	学校評議員制度 🕳	→ 学校運営協議会制度	共育協働活動
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が 一定の権限と責任を持って 学校運営に参画することに より、そのニーズを迅速か つ的確に学校運営に反映 させ、よりよい教育の実現 に取り組む。	地域住民が、学校の支援 を行うもので、これにより学 校と地域との連携体制の 構築を図り、地域全体で学 校教育を支援する体制づく りを推進する。
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。

## 学校評議員制度・学校運営協議会・共育協働活動の違い(その2)

	学校評議員制度 🗕	→ 学校運営協議会制度	共育協働活動
主な内容	学校評議員は、校長の 求めに応じて、学校運営 に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求 める事項は、校長が判断 する。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	地域全体で教育に関わる支援に取り組む。 ・家庭教育支援 ・放課後支援 ・学校支援 等
組織形態	個人としての参加	協議体による組織的な活動	自主的なゆるやかな組織 体による活動
法的根拠	「学校教育法施行規則」 第49条	「地方教育行政の組織及び 運営に関する法律」第47条 の6	法的な措置はない

# これからの学校と地域の協働の在り方

- ・地域の人口減少・高齢化に対応した 地域学校協働活動の必要性
- ・交流を中心とした支援から、 目標を共有し、より質の高い協働へ
- ・地域課題を意識した「ふるさと教育」の充実



学校運営協議会 令和5年度中、市内1校区において設立に向けて準備中 (コミュニティスクール) その後、順次市内に設立予定

